平成２８年（フ）第５０９号
川崎市川崎区日進町９番地16　メゾンアサヒ107、前住所川崎市川崎区日進町13番地３　グリーンハイツ井田　102
破産者　稲村　敏也
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５１１号
川崎市宮前区馬絹1833番地８　成川荘　201、前住所川崎市宮前区鷺沼１丁目９番地24　コーポさつき　201
破産者　柳澤　佳織
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５３０号
川崎市川崎区台町９番２－404号　勝崎ビル
破産者　小笠原　哲
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２１号
長野県佐久市安原1424番地65
破産者　井出　春芳
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第２２号
長野県佐久市安原1424番地65
破産者　井出　央子
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第７２号
長野県佐久市新子田935番地１　Ｂ
破産者　鈴木　梅子
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第５７７号
静岡市葵区常磐町３丁目３番２号　ＴＩ－ＤＡ常磐101号
破産者　内野　光治
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６０６号
静岡市葵区南沼上１丁目32番24号　ＫＡＺＵ103号
破産者　脇坂　　浩
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６６９号
静岡市葵区南沼上１丁目32番24号　ＫＡＺＵ103号
破産者　脇坂　淑絵
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７０９号
静岡県藤枝市岡部町内谷2479番地の２
破産者　長谷川隆一
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３２号
静岡市清水区船越２丁目７番40号
破産者　浅谷　一美
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４号
静岡県掛川市大坂1596番地の１
破産者　鈴木　英治
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２８年（フ）第１２１０号
名古屋市中村区道下町１丁目17番地　ハイツＩＭＯＴＯ203号室、住民票上の住所名古屋市千種区橋本町１丁目11番地の３
破産者　深川　昌実
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２２８号
愛知県西春日井郡豊山町大字青山字金剛201番地１　Ａｚｕｒｅ301、従前の住所愛知県小牧市大字北外山597番地１
破産者　首藤　明子
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２６１号
愛知県小牧市常普請３丁目28番地　パークサイドナカシマ105号
破産者　桂川　美香
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３１７号
愛知県尾張旭市井田町３丁目158番地　ＪＯＩＮＮＩＳＨＩＯ106号
破産者　宗　　泰和
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９号
京都府京丹後市峰山町荒山365番地、破産手続開始決定時の住所京都府京丹後市峰山町杉谷920番地の３
破産者　泉　　邦夫
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第２４１号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地　ポートアイランド団地54棟608号、従前の住所神戸市中央区山本通４丁目20番13号　三葉ハイツ402号
破産者　ＹＳＰ神戸東こと木下鐘道こと　金　鍾道
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部